

令和3年5月20日

## 『ひがしかぐらプレミアム商品券』取扱店募集について

新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷した町民の消費生活を活性化させ、地域における消費を喚起・下支えするため、ひがしかぐらプレミアム商品券が下記の要領で販売されます。

つきましては、下記のひがしかぐらプレミアム商品券事業概要をご確認の上、取扱を希望する事業所は、別紙「ひがしかぐらプレミアム商品券取扱店申込書」を東神楽町商工会へ提出して下さい。

### 記

#### 【プレミアム商品券の事業概要】

発行する商品券は、1枚額面1,000円券を1セット12枚、及び専用券（飲食店でのみ利用可）500円分を2枚 合計13,000円分を1冊として10,000円で販売する。  
商品券の総発行額は1億3千万円（10,000セット）

#### 【プレミアム商品券の有効期間】

令和3年7月1日から令和3年12月31日まで

#### 【対象商品】

商品券は、取扱店が取り扱う商品及びサービス等について使用できるものとする。  
ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費にあたらぬもの
- (2) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなどの換金性の高いもの。
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第4号で規定する営業及び同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
- (4) たばこの購入や小売定価以外による販売が禁止されているもの
- (5) 国や地方公共団体への支払（ゴミ処理券、施設使用料、水道料金、宝くじ等）
- (6) 加盟店自らの事業上取引（商品仕入等）に利用すること。

#### 【取扱店の資格】

東神楽町内に事業所を有するものであって、所定の手続きを経て登録された事業所

#### 【取扱店の登録手続】

- ① 商品券の取扱を希望する事業所は、令和3年5月24日から令和3年6月21日正午までにひがしかぐらプレミアム商品券取扱店申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出し、商工会長の承認を得て取扱店となることができる。
- ② 同条前項に定める期間後に申込書の提出あった場合は、同条前項に準拠する。ただし、取扱店一覧（様式第2号）には登載されない場合がある。

#### 【申し込み問合せ先】

東神楽町商工会 / 住所：東神楽町南1条西2丁目10-30  
電話：83-2543 FAX：83-4182

様式第1号

## ひがしかぐらプレミアム商品券取扱店申込書

令和3年 月 日

東神楽町商工会長 様

住 所

事業者名

代表者名



私は、令和3年度において、ひがしかぐらプレミアム商品券発行事業の趣旨に賛同し、「プレミアム商品券取扱店」として参加したいので、必要事項記載の上申し込み致します。

なお、商品券の取扱いについては、「ひがしかぐらプレミアム商品券発行事業約款」を遵守します。

合わせて、「新北海道スタイル」の実践についても確約します。

記

事業所名			
店舗名			
代表者名			
店舗所在地	東神楽町		
電話番号		FAX	
主な取扱品目			
専用券(飲食店)	どちらかに○	利用可	・利用希望しない
緊急連絡先	電話	携帯	

【申込期限】 令和3年6月21日(月)までに必着と致します。

期限内に提出が無い場合、取扱店一覧への記載が不能となり、取扱店ステッカーのみ発行となります。

【添付書類】 「新北海道スタイル」の宣誓書

## 「北海道スタイル」の実践

私は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の取組を行い、「北海道スタイル」を実践します。

### 【取組内容】

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。

令和 年 月 日

企業名・団体名・店舗名等

---

代表者役職・氏名

---

印